

秦野市こども計画策定について

1 こども基本法とこども大綱の概要について

●こども基本法について

令和 5 年 4 月 1 日に日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、「こども基本法」が施行されました。

●こども基本法の基本理念（法第 3 条）

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|--|--|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |



出典：こども基本法パンフレット

●こども大綱について

こども基本法第9条第1項において、国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱「こども大綱」を定めることとされており、同法第9条第2項では、こども施策に関する「基本的な方針」、こども施策に関する「重要事項」、こども施策を推進するために「必要な事項」を定めるとされています。

◇基本的な方針◇

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

◇重要事項◇

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

◇必要事項◇

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

また、「こども大綱」は、同法第9条第3項により次の3つの内容を含むものとされています。幅広いこども施策を総合的に推進するため、これらを一つに束ね、今後5年間を見据えた基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものとしています。

- ①「少子化社会対策大綱」(少子化社会対策基本法)
- ②「子供・若者育成支援推進大綱」(子ども・若者育成支援推進法)
- ③「こどもの貧困対策に関する大綱」(こどもの貧困対策の推進に関する法律)

こども大綱をもとに作成する、市町村こども計画の対象については、結婚や妊娠といったこどもの誕生前から、幼児期、学齢期から思春期、青年期まで、0歳から30歳代までの幅広いライフステージの市民が対象となり、計画策定には、こども・若者の意見反映やこども・若者の視点に立ったEBPM※(Evidence Based Policy Making)を推進するとしています。

※EBPM：経験や勘に基づくものではなく、実験や今あるデータをもとに検証し、効果が見込める政策立案を行っていくこと。

2 秦野市子ども計画の策定について

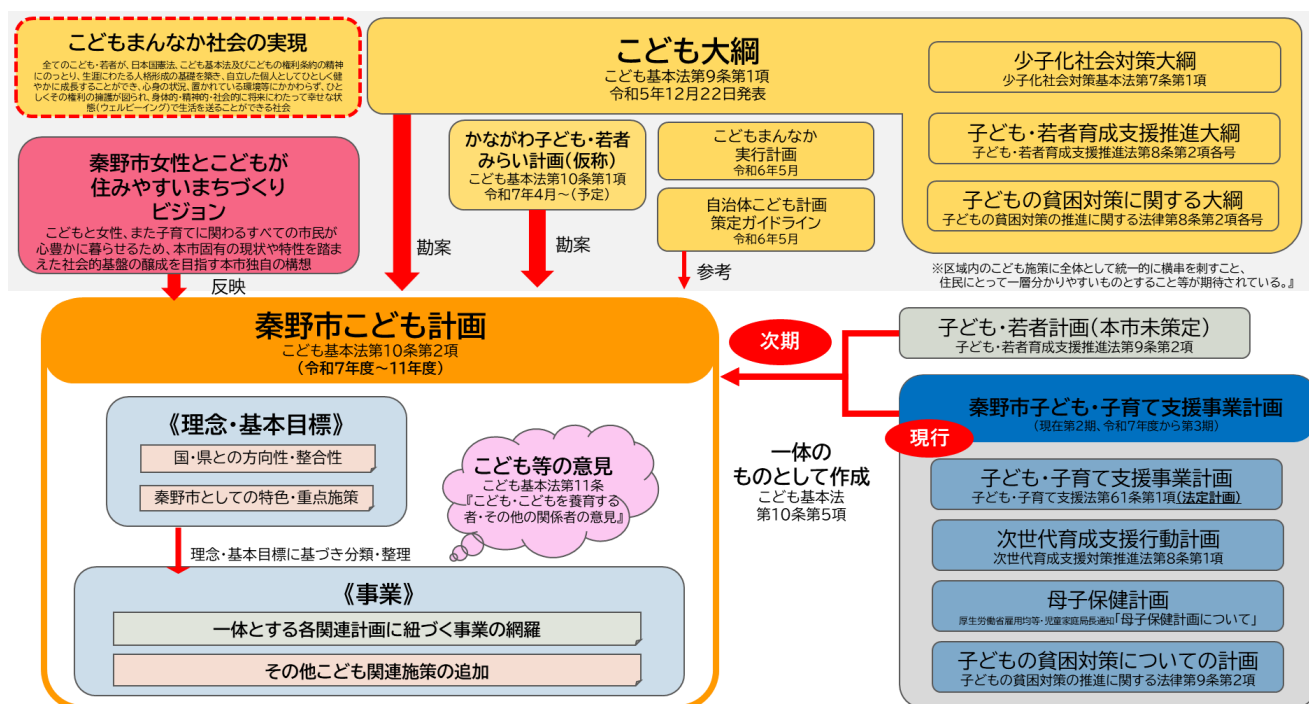
子ども計画の策定については、子ども基本法10条において、市町村は国が定める「子ども大綱」を勘案して「市町村子ども計画」を策定するよう努めることとしています。

また、「市町村子ども計画」は、子ども・子育て支援法に基づき各自治体が策定する「子ども・子育て支援事業計画」のほか、「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「次世代育成支援行動計画」等、子ども施策に関する事項を定める計画を一体のものとして作成できるとしています。

本市の「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度で現行計画の計画期間を終えるため、令和7年度から既存で策定をしていた、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」「子どもの貧困対策計画」と新たに策定する「子ども・若者計画」を一体化した「秦野市子ども計画」を策定します。

※子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見を聴かなければならないとされています。

【秦野市子ども計画の概要図】



3 子ども・子育て支援事業計画の内容について

法定計画である子ども・子育て支援事業計画の要素については、引き続き、国の基本方針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

なお、必須記載事項は次のとおりです。

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容

4 区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供の区域を設定しなければならないとされています。

現行の第2期計画では次の理由から市内を1区域として設定しておりますが、引き続き、第3期計画においても1区域として設定します。

理由

- (1) 本市では、幼稚園や保育所が市内に均等に配置されておらず、子どもが減少する中で区域区分を行った場合は、地域によって提供するサービスに質の違いが生じる可能性があること。
- (2) 事業者から保育所等の認可申請があった場合、区域における「利用定員の総数」（供給）が、計画で定める「量の見込み」（需要）にすでに達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは認可しないことができることとされており、認可権者である県が認可をしない需給調整が行われる可能性があること。
- (3) 区域ごとの人口の増減に対応が困難であること。
- (4) 保護者が保育所等を選択するに当たっては、地理的条件や交通事情等に加え、保育所等の特色も含めて総合的に判断すると考えており、これらを考慮すると、市内を1区域とすることは妥当であること。

区域設定範囲によるメリット・デメリット

区域設定	メリット	デメリット
全市 (1区域)	1 需給調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。 2 事業者の参入しやすさから利用者の選択範囲が広がる。 3 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。 4 事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。	利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。
複数区域 ※	利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。	1 需給調整の発生する機会が多く、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる。 2 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。 3 事業計画における需要量見込みの推計が困難である。

※複数区域とは「①秦野駅②渋沢駅③大根・鶴巻」や「①本町②南③東④北⑤大根⑥西・上」や「中学校区」、「小学校区」などが考えられます。

5 量の見込みについて

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は教育・保育提供区域における各年度の必要利用定員区域ごとに設定した「量の見込み」（需要）に対応するよう、確保方策を示さなければならないとされています。

(1) 全国共通で「量の見込み」を算出する必要がある事業

対象事業		対象年齢
1	教育標準時間認定（1号認定） （認定こども園、幼稚園）	3～5歳
2	保育認定（2号認定）（幼稚園）	3～5歳
	保育認定（2号認定）（認定こども園、保育所）	3～5歳
3	保育認定（3号認定） （認定こども園、保育所、地域型保育）	0歳、 1・2歳
4	時間外保育事業（延長保育）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（児童ホーム、学童保育）	1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21）	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園型：在園児を対象とした一時預かり ・一般型：その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業（病後児保育）	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0～5歳 1～6年生
11	利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）	0～5歳 1～6年生

■児童福祉法改正における新事業の量の見込み

対象事業		対象者
12 【新規】	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
13 【新規】	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
14 【新規】	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象

※12～14については、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業

(2) 量の見込みの算出方法

令和 5 年度に実施した「第 3 期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の結果及び令和 6 年 3 月 1 1 日付で内閣府から示された『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』に基づき算出いたしました。

放課後児童健全育成事業については、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」作成時と同様に、ニーズ調査の結果及び平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付で内閣府と厚生労働省の連名で示された『「新・放課後子どもプラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について』に基づき算出いたしました。

国の考え方は、標準的な算出方法を示したものであり、基本的な考え方を取り入れていれば、市町村において独自の算出方法を用いることも可能とされています。

本市では、ニーズ調査で得られた結果に、現行計画の実績等を踏まえ、必要に応じて補正を行い、「量の見込み」を算出いたしました。

※ニーズ調査の結果は別冊報告書のとおり

6 業務委託について

計画策定は、事前調査の結果や社会の動向等を正確に計画に反映させる必要があるため、分析等の専門的な知識を有する事業者による業務委託で実施します。既に入札により次のとおり契約を締結しています。

受注者	株式会社コクドリサーチ
委託期間	令和 6 年 5 月 2 9 日から令和 7 年 3 月 2 1 日まで
委託範囲	現状の分析、課題の整理、確保方策の検討、アンケート調査の実施・分析、計画案の策定支援、パブリックコメントの実施支援、子ども・子育て会議の支援、計画書及び概要版の作成